

第1章 計画策定にあたっての趣旨と背景

1 本計画の趣旨

自殺の背景には、健康問題や経済問題、家庭問題などさまざまな要因があります。自殺のリスクを減少させる方法には、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことが挙げられます。本計画では、自殺予防の基本的な認識を広め、相談・支援、サポート人材の育成や地域のネットワーク構築により、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を推進します。

平成18年の自殺対策基本法の制定以降、「個人の問題」と認識されがちだった自殺は、「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げてさまざまな対策や取組が行われてきました。全国的な自殺者数は3万人台から2万人台に減少しましたが、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響で、自殺の要因となり得る様々な問題から、11年度ぶりに前年度よりも増加となりました。

志木市では平成31年3月に「市民のこころと命を守るほっとプラン（志木市自殺対策計画）」を策定し、自殺対策に関する施策を展開してきました。

鉄道会社と連携した自殺予防啓発キャンペーンや、子どもたちを対象とした「いのちの支え合いを学ぶ授業」の実施、ライフステージ等に応じた相談窓口の設置などに取り組んできました。また、自殺を考えている人のサインに気づき、相談機関につなげるゲートキーパー（※）養成などを通して、市民に身近な地域の人々や地域団体、専門機関が連携することにより、市民のこころと身体健康づくりに取り組むことを推進しています。

「市民のこころと命を守るほっとプラン（志木市自殺対策計画）」の第1期計画期間が令和5年度末に終了し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会情勢の変化や、国・埼玉県健康に関する政策動向の変化に応じた施策が必要と考えられることから、令和6年度を開始年度とした第2期計画を策定することとしました。

※ゲートキーパー…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人

2 本計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画として位置づけ、国の自殺総合対策大綱及び埼玉県自殺対策計画の趣旨を踏まえるものです。

また、志木市将来ビジョン後期実現計画をはじめ、本市の健康関連計画である「いろは健康21プラン（第5期）」や「第3期志木市国民健康保険保健実施事業計画」、「第4期志木市地域福祉計画」等、他の関連計画と令和5年4月に制定した「志木市地域共生社会を実現するための条例」との整合性に留意したものとします。

3 本計画の期間

令和6年度から令和17年度までの12年間とします。

自殺総合対策大綱の改定に合わせ、令和9年度に目標に掲げている自殺死亡率を見直し、更に令和11年度を目途に計画全体についての中間見直しを行います。